

第54回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成27年9月3日（木） 13:30～15:30
場 所	福岡市役所15階 1505会議室
出席者	<p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>石森 久広 五十川 直行 撫尾 桂子 永星 浩一 高田 健一郎 馬場 明子 村上 裕章</p> <p>事務局 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係長 若松 慎一 個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について</p> <p>2 部会に属する委員の指名について</p> <p>3 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>4 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の施行に伴う個人情報保護制度のあり方（答申）について ・行政不服審査法の改正に伴う福岡市の情報公開請求及び個人情報開示等請求に係る不服申立ての審議手続について

開 会

（事務局） 第54回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は委員4名が欠席だが，福岡市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第59条で定める過半数の出席を満たしていることから，審議会は成立している。また，本審議会は，公開であり，議事録も公開されることになる。

議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

- （事務局） 会長の選出については，条例第58条において，「委員の互選によって定める」と規定している。推薦等あれば願います。
- （委員） これまで会長を務めた村上委員に，引き続き会長を務めていただきたいと思うが，どうか。
- （事務局） 村上委員を推薦するとのことだが，異議ないか。
- （委員） 異議なし。
- （事務局） それでは，村上委員を会長とし，これからの議事進行は村上会長が行う。
- （会長） 会長職務代理者の指名について，条例第58条第3項の規定により，私から指名することとし，前の任期において会長職務代理者であった五十川委員に引き続き，お願いしたいと思うがどうか。
- （委員） 了承
- （会長） それでは，引き続き願います。

議題2 部会に属する委員の指名について

(会長) 部会の委員については、条例の規定により「不服申立て部会」及び「特定個人情報法保護評価部会」の委員について、私から指名する。
いずれの部会委員も、前の任期に引き続き、就任いただきたい。
まず、不服申立て部会の委員については、石森委員、五十川委員、田邊委員、永星委員、私を氏名する。
次に、評価部会については、石森委員、五十川委員、櫻井委員、馬場委員、私を指名する。

議題3 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について

(会長) 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告をお願いします。
(事務局) 資料に沿って説明
(会長) 今の報告について、質問等はないか。
(委員) 却下した請求、利用停止を拒否した請求の内容はどのようなものか。
(事務局) 開示請求については、請求の内容は、戸籍に関する変更届の状況というものであった。当該状況については、本人が戸籍の写しを取得することで確認ができるものであるため、条例第69条により、写しの取得の手続きをとることになるため、開示請求としては却下を行ったものである。
訂正請求については、3件却下を行っているが、3件とも本人の個人情報に当たらないとの理由で却下を行っている。3件中2件については、福岡市から本人に発出された文書に記載された土地の形状についての訂正請求である。残り1件は、前段として開示請求に対して一部開示決定を行っているが、その一部開示決定通知書に記載された内容についての訂正請求である。
利用停止を拒否したものについては、公表時の住民監査請求の監査結果報告書における氏名等の個人情報について利用停止請求が行われたものであるが、利用目的外の利用に当たらないことから、利用停止拒否を行ったものである。
(委員) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案の報告第38号において、「傷病者の家族から、家族が…」とあるが、「傷病者の家族から、傷病者(本人)が…」という意味か。
(事務局) そうである。
(委員) また、第40号において、「本人の同意を得ることが事実上困難」とあるが、本人は死亡しているため、「本人の同意を得ることができない」と修正してはどうか。
(事務局) そのように修正する。
(委員) 個人情報の漏えいについて、発生形態がその他の3件とはどのような内容か。
(事務局) 3件とも、公文書目録検索システムにおいて、公文書のタイトルに個人情報が掲載された状態で公表されていたものである。
(委員) 実害はあったのか。
(事務局) 市内部でシステムの見直しを行うに当たり発覚したものであり、外部からの指摘はないため、外部における実害はないと考えている。
(委員) 規模が101~1000人のもの2件はどのような内容か。
(事務局) 2つとも、民生委員が要援護者台帳の一部(126人分、130人分)を紛失したものである。民生委員に対しては、個人情報の漏えい防止について、改めて周知・徹底を図っているところである。
(委員) 個人情報のネット流出は、どのようなものが考えられるか。
(事務局) 個人情報を扱う業務を自宅に持ち帰り、パソコンで作業していたところ、パソコンがウィルスに感染しており、個人情報がインターネット上に流出したという事故が該当し、他都市において過去に発生している。
(委員) 不服申立てがあり、認容した場合、開示書類の費用は徴収するのか。
(事務局) 原処分の際に費用を徴収していることから、徴収しない。

議題4 報告事項

- (会長) 次に、議題4「報告事項」について、事務局から報告をお願いする。
- (事務局) 番号法の施行に伴う個人情報保護制度のあり方（答申）について、資料に沿って説明。
- (会長) 今の説明に関し、質問等はないか。
- (委員) 情報提供等記録に対する訂正請求とは、どのようなものを想定しているのか。
- (事務局) 情報提供等記録は、電子計算機で自動的に記録されるものであるから、プログラムにミスがあつて誤記されているなどがあり得るが、可能性は低いと考えている。
- (委員) 高齢者など、マイナポータルを利用する環境が整っていない者に対する対応はどのように考えているのか。
- (事務局) 国が制度設計を行っているが、市役所など公共の場所に端末を設置する、個人情報の開示請求をするなどの手立てが考えられている。
- (会長) 次の「報告事項」について、事務局から報告をお願いする。
- (事務局) 行政不服審査法の改正に伴う福岡市の情報公開請求及び個人情報開示等請求に係る不服申立ての審議手続について、資料に沿って説明。
- (委員) 審査庁及び審議会における口頭意見陳述について、どのように考えているのか。
- (事務局) 今後、審議会に意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えている。
- (会長) 他に意見等ないか。
- (委員) 意見等なし。
- (事務局) それでは、以上で個人情報保護審議会を閉会する。

議事終了 閉会